

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成28年2月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500361号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500123号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成23年8月5日の標準賞与額を44万1,000円、同年12月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。また、請求者のB社における平成24年7月13日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成23年8月5日、同年12月21日及び平成24年7月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年8月5日、同年12月21日及び平成24年7月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年8月5日
② 平成23年12月21日
③ 平成24年7月13日

請求期間の標準賞与額の記録が、保険給付の対象とならない厚生年金保険法第75条本文該当記録となっている。請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された賞与台帳により、請求者が請求期間において事業主により、賞与を支給され、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与台帳で確認できる支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は44万1,000円、請求期間②及び③はそれぞれ10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年

金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500290号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1500051号

第1 結論

昭和54年4月から昭和56年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月から昭和56年9月まで

私は、大学卒業後の昭和54年4月に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していたが、その年金記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、年金手帳及び昭和56年分給与所得の源泉徴収票を提出し、昭和54年4月に国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、当該年金手帳には、昭和59年の婚姻前の氏名及び住所は記載されていない上、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者に係る事務処理日から、請求者は、昭和63年3月末頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続が行われた時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、請求者が国民年金保険料と主張している昭和56年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額欄の「申告による控除分」について、当該源泉徴収票を発行した事業所は、当時の資料が保存されておらず、内容は不明と回答していることから、当該控除分が国民年金保険料であったことを確認できない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索による調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500316号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500122号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成12年10月22日から平成13年11月1日まで
② 平成13年11月1日から平成14年12月1日まで
③ 平成19年6月15日から平成20年1月1日まで

A社に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間②及びC社に勤務した請求期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。各請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の加入記録によると、資格取得日は平成13年1月9日、離職日は同年10月23日となっており、請求者は、請求期間の一部において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、適用事業所検索システム及びオンライン記録によると、A社は、商業登記簿謄本並びに請求者が所持する名刺により確認できる所在地及びその県内において、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A社の事業主は、現在に至るまで同社が厚生年金保険の適用事業所になったことはなく、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したことはない旨陳述している。

さらに、D市の回答により、請求者は、請求期間①当時、同市において国民健康保険に加

入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 2 請求期間②について、B社の元破産管財人から提出された請求者に係る退職者名簿及び請求者が所持する同社の名刺により、請求者は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記元破産管財人は、退職者名簿以外に、出勤簿、賃金台帳などの資料は保管していない旨回答し、B社の元事業主は、同社の資料は保管しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除したかは分からない旨回答している。

また、上記退職者名簿によると、請求者は委託営業員と記載されており、委託営業員に係る厚生年金保険の加入の取扱いについて、B社の元役員は、希望制としていたため、加入しなかった者も多数いた旨陳述し、別の元役員は、支店では、支店長以外の営業職は請負であり、厚生年金保険に加入していなかったと思う旨陳述している。

さらに、D市の回答により、請求者は、請求期間②当時、同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 3 請求期間③について、C社から請求期間③当時において給与計算業務の委託を受けていた、社会保険労務士事務所から提出された請求者に係る勤務状況に関する資料によると、請求者は、平成19年6月17日から同年9月30日までの期間は同社に、同年10月1日から同年12月31日までの期間は同社の関連会社であるE社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記社会保険労務士事務所から提出された請求者に係る平成19年7月から同年12月までの給与明細一覧表及び平成20年1月の給与支給・控除一覧表によると、請求者に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、F市の回答により、請求者は、請求期間③当時、同市において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。